

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 26 年 6 月 28 日 制 定

平成 26 年 12 月 23 日 一部 改正

平成 27 年 3 月 5 日 一部 改正

令和 2 年 4 月 28 日 一部 改正

令和 6 年 10 月 11 日 一部 改正

代 議 員 選 挙 運 営 規 則

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の代議員選挙に関する運営方法についての事項は、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第1条 この規則は、代議員選挙規約に基づく代議員選挙の運営方法についての事項を定めることを目的とする。

（代議員選挙日程）

第2条 代議員選挙日程は、別紙1「代議員選挙日程表」に基づいて進めるものとする。

2. 選挙年の11月上中旬を目途に代議員「立候補」の呼びかけをMM（メールマガジン）と郵送で「選挙告知」を行う。また、事前に理事会にて選挙管理委員（候補案）、スケジュール案の検討承認を行うものとする。

3. 立候補受付期間は2週間以上とし、立候補する者は別紙2「立候補届け出用紙」または電磁的方法（電子メールまたはウェブ立候補受付システムを指す）により全国の代議員か支部代議員（所属支部名の明記）のいずれかを選択し、氏名（ふりがな）・所属（簡潔に）・専門分野（中心研究テーマ等）を記載し、学会事務局内の選挙管理委員会までFAX、電子メールまたはウェブ立候補受け付けシステムにて届けるものとする。

4. 選挙は、12月上中旬を目途に立候補者告知・投票期日の告示MM（メールマガジン）、別紙3「投票用紙」の郵送もしくはウェブ投票システムを使用する場合はその案内を郵送または電子メールで行い、投票期間は2週間以上とする。その後、開票を行うも

のとする。

5. 投票に関し情報保障の有無を確認し、希望される人への対応は、墨字の書類をテキストデータでメール配信し、立候補者名簿に○印を付ける欄を設けた電子データ形式の「投票用紙」により対応するものとする。情報保障のニーズは人により異なるので、その都度ニーズを伺い、対応できることが望ましい。但し投票者が公開されないように、事務局で受信後発信者を伏せて、選挙管理委員が投票用紙への代筆もしくはウェブ投票システムへの代理入力をし、投票とするものとする。

(代議員選挙立候補資格)

第3条 代議員選挙は立候補制とする。代議員選挙に立候補するものは、立候補前までに会費納入が完納した者のみ被選挙権の資格があるものとする。ただし、次年度以降も会員としての継続意思を持っている者に限る。また、全国の代議員と支部代議員との重複立候補はできない。

(選挙期間中の禁止事項)

第4条 選挙期間中は学会のメールマガジンにおける選挙運動は禁止するものとする。ただし、立候補者が絡む学会活動のメールマガジンへの配信は認めるものとする。

(代議員選挙投票)

第5条 代議員選挙は全国の代議員 20 名、支部代議員 7 名（各支部毎に 1 名）を選出するものとし、選挙権を有する正会員 1 名につき 1 枚の投票用紙またはウェブ投票システム上に、選挙代議員においては 10 名以内を記載し、支部代議員においては 1 名を記載し、無記名投票の方法で行うものとする。ウェブ投票システムを使用する場合、ここでいう記載は立候補者名の選択を指すものとする。なお、支部代議員の投票にあたっては、投票者が属する支部の代議員候補に対してのみ投票することができるものとする。

2. 全国の代議員候補者が 20 名以下の場合は、無投票で当選とする。また、支部代議員においても当該支部から候補者が 1 名の場合は、無投票で当選とするものとする。

(選挙代議員選挙結果)

第6条 選挙管理委員会にて開票作業を行い、投票数上位 20 名を当選とし、その開票結果を理事会に、選挙管理委員長が報告するものとする。ただし、同票で 20 名を超す場合は、20 位以内で確定する候補者を当選とし、同票者については、選挙管理委員会での抽選により選出し、20 名の当選者を確定するものとする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則

- 1 本規則は、平成26年6月28日から施行する。
- 2 本規則は、平成26年12月23日から一部改定施行する。
- 3 本規則は、平成27年3月5日から「別紙1」一部改定施行する。
- 4 本規則は、令和2年4月28日から「別紙1」一部改定施行する。
- 5 本規則は、令和6年10月11日から一部改定施行する。

別紙1

代議員選挙日程表

- 1) 9月下旬から 10月上旬 理事会にて選挙管理委員候補と代表選挙日程案の承認を受ける
- 2) 10月上旬から 10月下旬 選挙管理委員との事前協議（メールにて）
「選挙公報、代議員立候補の呼びかけ文」「投票用紙」の協議・確定
- 3) 11月上中旬 **選挙告示** MM（メールマガジン）
(11月中旬から 事務委託先での広報・立候補呼びかけ文の印刷・郵送準備)
- 5) 11月中下旬 **立候補** 受付期間：2週間以上 立候補の呼びかけMMまたは郵送
(立候補者リスト・投票期日の告示文・投票用紙等の事前メール、ウェブ立候補受付を行う場合は同システムの準備)
- 6) 12月上旬 第1回選挙管理委員会：投票期日の告示文・立候補者リストの確定
(事務委託先での立候補者リスト・投票期日の告示文・投票用紙等の印刷・郵送またはウェブ投票システムの実施準備)
- 7) 12月中下旬立候補者リスト・投票期日の告示MM、投票用紙等発送またはウェブ投票システムの案内実施
- 8) 12月上旬から 1月上旬 **投票** 投票期間：2週間以上 投票督促MM（メールマガジン）
- 9) 12月中旬から 1月中旬 第2回選挙管理委員会：開票・理事会報告まとめ（事務局合同）
- 10) 上記確認後 1月中を目途に、理事会への選挙結果報告（選管委員長のみ）、その後HPに公開
- 11) 3月中旬～下旬 理事会・代議員会にて、推薦代議員候補、理事監事候補、役員候

補、常任委員長候補、特別研究委員長候補等の選任、各常設委員会および各支部の決算見込み数値と新年度事業計画・収支予算の報告、学会全体の仮決算および予算案の報告

12) 5月上旬～中旬 定時社員総会前理事会にて、事業報告および決算と予算(最終案)
承認

13) 5月中旬～6月中旬 定時社員総会にて、事業報告および決算報告、推薦代議員選任及び理事・監事選任（選挙年度のみ）、新年度事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資について承認。その後の理事会にて、役員選出・事務局長選出・常任委員長選出・特別研究委員長選出（選挙年度のみ）、並びに事業計画および収支予算の確認。

別紙 2

.....【一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会 第〇期代議員選挙への立候補届け】.....

学会事務局内 選挙管理委員会 宛

(〇〇月〇〇日 (〇) 24 時までにファクシミリかイーメール必着)

＜届出先＞ イーメール ●●●●●@fukumachi.net (全て半角)

※必ず立候補受理メールを差し上げますのでご確認ください

ファクシミリ 03-●●●●-●●●● (本票自筆)

(どちらかに〇を必ずご記入下さい)

- 1 全国代議員に立候補します。
- 2 () 支部代議員に立候補します。

氏名(ふりがな)	所 属	専門分野(中心研究テーマ等を「必ず全角50文字以内」で)
()		

※受付確認用の連絡先イーメールアドレスを必ずご記入下さい

()

別紙3

第〇期代議員選挙 投票用紙

投票期限：○○○○年○○月○○日（○）（消印有効）

一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会

選挙管理委員会 印

全国の代議員 : 10名以内

() 支部代議員 : 1名記入（複数候補の場合のみ投票）

注1 必ず氏名をフルネーム・楷書体でご記入下さい。

注2 代議員候補は、同封の立候補者名簿の中から選んで下さい。

注3 支部代議員欄は、所属支部名を()内に明記下さい。